

桑名市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 6 月 25 日

桑名市長 伊 藤 徳 宇

桑名市条例第32号

桑名市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

桑名市職員退職手当支給条例（平成16年桑名市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第13条第11項第4号中「職業」を「安定した職業」に改め、同条第14項中「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を「雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当について同条第4項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、同項各号を削る。

附則第13項中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の桑名市職員退職手当支給条例第13条第11項（第4号に係る部分に限り、同条第15項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した桑名市職員退職手当支給条例第2条第1項に規定する職員（同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下この項において同じ。）であってこの条例の適用の日以後に安定した職業に就いた者について適用し、退職職員であって同日前に職業に就いた者に対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。